別記様式第１号 別添

浜の活力再生プラン

１　地域水産業再生委員会

組織名	宮城県北部地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長　佐々木　憲雄

再生委員会の構成員	気仙沼市、南三陸町、宮城県水産業経営支援協議会、気仙沼漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
オブザーバー	宮城県

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	・宮城県北部地域一円（気仙沼市、南三陸町） ・ギンザケ養殖業者１３名（宮城県漁業協同組合志津川支所管内）

２　地域の現状

（１）関連する水産業を取り巻く現状等

宮城県のギンザケ養殖は昭和 50 年に北部の志津川湾で始まり、昭和 63 年には生産金額が 100 億円を超える宮城県の漁業の中核を担う養殖産業に成長し、地域産業に多大な効果をもたらした。しかし、平成 2 年の 139 億円を頂点として、平成 3 年には供給過剰による価格下落が発生し経営体数は減少し、生産量についても平成 4 年の 22,300 トンを頂点に減少傾向に転じた。さらに、平成７年頃から本格化した海外からの輸入鮭鱒、特にチリ産の安価なギンザケの輸入量の増加により宮城県産ギンザケの価格は低下し、平成 13 年には価格の暴落が発生したことで、生産量の減少傾向に拍車をかけることになった。これらにより、厳しい生産状況を強いられたギンザケ養殖だが、平成 18 年頃からは、海外産ギンザケの輸入量は 7 万トン前後で推移するようになったことから、平均単価が 430 円/kg前後で安定してきている。このため、生産量が概ね 13,000 トン前後、生産金額が 60 億円程度で安定するようになり、地域産業へ大きく貢献してきたところである。

このように、安定した生産を維持していたギンザケ養殖であったが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、各漁港が大規模な損壊と地盤沈下で使用不能となり、漁船、漁具、養殖施設や養殖物などのほぼ全てが流失した。幸い、山間部で生産していた種苗は被災を免れ、翌年の 24 年からほとんどの生産者が国の支援事業を活用し、生産を再開した。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害を懸念する加工業者が、宮城県産ギンザケの冷凍在庫を控えたことにより、宮城県産ギンザケの生産量減少に加えて、これをカバーしようとした輸入業者が鮭鱒類を大量に輸入したことから、宮城県産ギンザケの価格は過去に例のないほどに大暴落した。平成 25 年についても、風評被害が継続し、海外産鮭鱒の輸入量も前年よりは減少したとはいえ、震災前よりも多い状況となった。このため、宮城県産ギンザケの価格は、前年よりはやや回復したものの依然として低迷し、また、飼料価格も上昇傾向となり、ギンザケ養殖を取り巻く状況は厳しく採算割れの実態となった。

平成 26 年には生産量も回復し、チリでの養殖鮭鱒類の疾病による生産量の減少や円安等により海外産鮭鱒の輸入量が減少し、鮭鱒類は近年にない高価格となり、宮城県産ギンザケについても風評被害が落ち着きを見せつつあることから、他の鮭鱒類と同様に、近年にない高価格となった。しかし、飼料価格が高止まりし、経費が増大していることに加え、平成 27 年以降は海外産鮭鱒の輸入量が回復し、再び魚価単価が下落する可能性もあることから、ギンザケ養殖業者は将来に大きな不安を抱えている。

宮城県のギンザケ養殖業においては、二つの大きな課題が顕在化している。一点目は価格形成の問題である。平成 26 年は先に述べたように高値になったが、これはあくまで一時的なものであり、今後も海外の生産状況や為替の状況等により、宮城県産ギンザケは代替品となるギンザケ等海外産鮭鱒の国内流通状況により大きく変動することが明らかである。このため、他の海外産

鮭鱒で代替が困難な市場へ宮城県産ギンザケを供給し、その地位を確立するため、品質的に海外産鮭鱒と差別化を図っていく必要がある。二点目は経費の問題である。飼料価格が高騰する中、経費の約７割を占める飼料経費を抑えることが、ギンザケ養殖業を安定的に営むには不可欠である。この二つの課題を解決するためには、現在の生産方法を抜本的に改善する必要があるが、生産金額が大きく、これに占める経費の割合が高いギンザケ養殖では、非常に大きなリスクを伴う。このため、地域において重要な産業であるギンザケ養殖業の構造改革を進め、以って浜の活性化を図るべく、当プランをまとめたものである。

当プランでは、海外鮭鱒の輸入量で価格が左右される現状の下で、飼料価格の高騰及び高齢化や過疎化による労働力の確保が困難な中、震災により顕在化したギンザケ養殖の真の改革に必要な課題を解決することを目指すものであり、5 年先、10 年先を見据えた新たな取組をすることで、ギンザケ養殖業を安定した養殖業へ改革し、地域に貢献できる産業とすることを目指すものである。

（２）その他の関連する現状等

漁業者は、生産基盤だけでなく土地・住宅などの生活基盤も壊滅的な被害を受け、現在も多くの漁業者が仮設住宅等から各浜に通っている状況にある。

また、震災により漁業の再開を断念する漁業者も多いことから、漁村地域における漁業者を中心とする地域コミュニティの崩壊が危惧されており、新規就業者や後継者の育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

３　活性化の取組方針

（１）基本方針

ギンザケ養殖業を安定的・継続的に営むためには、生産経費の節減による経営の効率化と、単価の向上が課題である。このうち、生産経費の節減では、経費の約７割を占める飼料経費の削減が不可欠である。飼料経費の削減には、飼料価格の見直しと、飼料効率改善の二通りの方法がある。

当プランでは、飼料価格が高騰するなか、主として生産者が飼料の効率改善に取り組むことにより、経費の削減を図ることとする。飼料価格の見直しは、原材料が高止まりする中にあって生産者単独での努力では困難であることから、引き続き飼料会社等との協議により経営の継続が可能な価格維持に努めることとする。

一方、単価の向上について、宮城県産ギンザケは国内で冷蔵による流通が可能であることから、生食用刺身商材としての市場拡大に取り組むことで、冷凍で輸入される海外産ギンザケとの差別化を図る。

本プランにおいては、飼料効率の改善及び高品質化した魚の出荷を行うとともに宮城県産ギンザケの消費拡大と知名度向上に取り組むことで、ギンザケ養殖業の構造改革を進め、以って持続的・安定的なギンザケ養殖業に転換できる体制を構築することとする。

（２）漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。

①　区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則

②　養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画

（３）具体的な取組内容

１年目（平成２６年度）

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

漁業収入向上のための取組	１．復旧の加速化 　被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市･町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具の復旧を進めることとし、平成 27 年度末までの完了を目指す。 ２．復興の推進 　「宮城県震災復興計画」においては平成 26 年度～29 年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市･町は以下の取り組みを行うことで、持続的なギンザケ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。 （１）強い経営体の育成 　全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業の振興を図る。 ①　持続可能な経営体の構築 ・種卵、種苗の安定的確保 国内の種卵供給は北海道が主産地であり限定され、これに伴い種卵の確保も難しくなってきていることを背景に、漁業者及び漁協は、種卵生産者から購入する種卵の成魚となる過程での生残率を高めるべく、以下の取組みを行う。 a）漁協は、近親交配を無くし奇形魚の減少に寄与するために、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 ・高成長系の種苗の導入 現在、当地区では海水温が総じて低いことから、出荷期間は他産地が３ヶ月程度である中で４ヶ月程度と長い利点はあるものの、市場ニーズの最も高い３月には他産地に比べて成魚としての出荷量が少ない状況にある（出荷開始時期は通常４月～）。このため、３月からの出荷が可能となるよう、研究機関の協力を得て、高成長系の種苗（成長が期待できる７℃以上の水温が確保できる期間として種苗投入する 11 月～1 月頃までに成魚化させることで７℃以下である３月でも出荷が可能となる）を段階的に導入する。 また、３月からの出荷が可能となることで、出荷可能期間が延びることから、これまで冷凍加工魚に回していたものを鮮魚出荷することで魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。 ②　未侵入疾病及び魚病被害への対応 　漁業者は、これまで未侵入疾病及び魚病被害に対して、個々の知見を基に、ワクチン処理を進めてきているが、十分な効果がみられない場合がある。このため、漁協は、漁業者を対象に、疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行 7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。 ③　輸入鮭鱒の価格に左右されないための差別化

	漁業者及び漁協等は、ほとんどが冷凍で輸入されている輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、生食用刺身商材、とりわけ酸化防止により鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させるとともに、その品質向上を図るためにスラリーアイス等の製造施設を導入し、低温管理（5℃以下）の徹底化を図る。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐべく、使用方法についての勉強会を漁業者自ら開催するとともに、ルール化に向けて検討を行う。 漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」（ギンザケ養殖業全体の再生と発展を目的とし、メディアへの情報発信、販促活動、地産地消のためのイベント開催などを行う業界横断的な組織で、漁業者や商社、餌料メーカー、関係市町などにより構成。）は、高品質のものを安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対しては活け締め技術講習会を、また商社などの関係者に対しては品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。 ④　担い手の確保など ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 ⑤　収入の安定化 ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 （２）養殖生産物の安全確保 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。また、生産者自らが養殖生産物の食品としての安全意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。 （３）販路回復・拡大 全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら市場拡大に努めるべく、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR 活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。 ①　認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み

	・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なＰＲや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。 ・新たな流通チャネルとして、漁業者や買受人、関係機関と協議し、5 年目（平成 30 年度）をめどに輸出先をタイ等から拡大させるべく、輸出先の開拓について検討を行う。 ②　販売活動の推進 　漁業者及び漁協は、気仙沼海の市や漁協直営の販売所（タブの木）などの地域販売所を活用した販売を拡大するべく、地域におけるＰＲ及び販売活動を推進することとし、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を積極的ＰＲする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。 　消費地に対しても、関係機関と連携して同様の取り組みを行い、とりわけ風評被害の影響の残る西日本地区に対して積極的に展開を行う。 これらの取組により、基準年より１．８%の漁業収入向上が見込まれる。
漁業コスト削減のための取組	１．燃油コスト削減の取組 （１）漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。 （２）漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。 （３）漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。 ２．飼料経費削減 （１）寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 （２）低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 （３）対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 これらの取組により、基準年より１．７%以上の漁業コスト削減が見込まれる。

活用する支援措置等	共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省燃油活動推進事業、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業

２年目（平成２７年度）

漁業収入向上のための取組	１．復旧の加速化 被災全漁業者及び漁協は、国及び県や市･町の支援のもと、漁港や漁場の復旧整備とタイミングを合わせつつ、流失・損傷した漁船・漁具の復旧を進めることとし、当年度末までの完了を目指す。 ２．復興の推進 「宮城県震災復興計画」においては平成 26 年度～29 年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市･町は以下の取り組みを行うことで、持続的なギンザケ養殖業の復興、更なる発展を目指す。 （１）強い経営体の育成 全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業の振興を図る。 ①　持続可能な経営体の構築 ・種卵、種苗の安定的確保 漁業者及び漁協は、前年度に引き続き、種卵生産者から購入する種卵の成魚となる過程での生残率を高めるべく、以下の取組みを行う。 a）漁協は、近親交配を無くし奇形魚の減少に寄与するために、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 ・高成長系の種苗の導入 市場ニーズの高い３月からの出荷が可能となるよう、前年度に引き続き研究機関の協力を得て、高成長系の種苗（成長が期待できる７℃以上の水温が確保できる期間として種苗投入する 11 月～1 月頃までに成魚化させることで、７℃以下である３月でも出荷が可能となる）を段階的に導入する。 また、３月からの出荷が可能となることで、出荷可能期間が延びることから、これまで冷凍加工魚に回していたものを鮮魚出荷することで魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。 ②　未侵入疾病及び魚病被害への対応 前年度に引き続き、漁協は、漁業者を対象に疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行 7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。 ③　輸入鮭鱒の価格に左右されないための差別化 漁業者及び漁協等は、輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、前年度に引き続き生食用刺身商材、とりわけ酸化防止により鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させるとともに、その品質向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐべく、使用方法についての勉強会を自ら開催するとともに、ルール化に向けて検討を行う。

	漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、高品質のものを安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対しては活け締め技術講習会を、また商社などの関係者に対しては品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。 ④　担い手の確保など ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 ⑤　収入の安定化 ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 （２）養殖生産物の安全確保 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を継続して確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。また、生産者自らが養殖生産物の食品としての安全意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。 （３）販路回復・拡大 全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR 活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。 ①　認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なＰＲや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。 ・新たな流通チャネルとして、漁業者や買受人、関係機関と協議し、5 年目（平成 30 年度）をめどに輸出先をタイ等から拡大させるべく、輸出先の開拓について検討を行う。 ②　販売活動の推進

	漁業者及び漁協は、気仙沼海の市や漁協直営の販売所（タブの木）などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるＰＲ及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を積極的ＰＲする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。 消費地に対しても、関係機関と連携して同様の取り組みを行い、とりわけ風評被害の影響の残る西日本地区に対して積極的に展開を行う。 これらの取組により、基準年より１．８％の漁業収入向上が見込まれる。
漁業コスト削減のための取組	１．燃油コスト削減の取組 （１）漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。 （２）漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。 （３）漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。 ２．飼料経費削減 （１）寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 （２）低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 （３）対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 これらの取組により、基準年より１．７％以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する支援措置等	共同利用漁船等復旧支援対策事業・共同利用小型漁船建造事業、水産業共同利用施設復旧整備事業、漁業復興担い手確保支援事業・新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、省エネ機器等導入推進事業、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業

３年目（平成２８年度）

漁業収入向上のための取組	１．復興の推進 「宮城県震災復興計画」においては平成 26 年度～29 年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市･町は以下の取り組みを行うことで、持続的なギンザケ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。

（１）強い経営体の育成

全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業の振興を図る。

① 持続可能な経営体の構築

・種卵、種苗の安定的確保

漁業者及び漁協は、前年度に引き続き、種卵生産者から購入する種卵の成魚となる過程での生残率を高めるべく、以下の取組みを行う。

a）漁協は、近親交配を無くし奇形魚の減少に寄与するために、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。

・高成長系の種苗の導入

市場ニーズの高い３月からの出荷が可能となるよう、前年度に引き続き研究機関の協力を得て、高成長系の種苗（成長が期待できる７℃以上の水温が確保できる期間として種苗投入する 11 月～1 月頃までに成魚化させることで、７℃以下である３月でも出荷が可能となる）を段階的に導入する。

また、３月からの出荷が可能となることで、出荷可能期間が延びることから、これまで冷凍加工魚に回していたものを鮮魚出荷することで魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

② 未侵入疾病及び魚病被害への対応

前年度に引き続き、漁協は、漁業者を対象に疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行 7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

③ 輸入鮭鱒の価格に左右されないための差別化

漁業者は、輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、前年度に引き続き生食用刺身商材、とりわけ酸化防止により鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させるとともに、その品質向上を図るためにスラリーアイス等を活用し、低温管理を徹底する。その際に、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化を防ぐべく、使用方法についてのルールを策定する。

漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、高品質のものを安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対しては活け締め技術講習会を、また商社などの関係者に対しては品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。

④ 担い手の確保など

・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを

	活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 ⑤　収入の安定化 ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 （２）養殖生産物の安全確保 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を継続して確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。また、生産者自らが養殖生産物の食品としての安全意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。 （３）販路回復・拡大 全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR 活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。 ①　認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なＰＲや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。 ・新たな流通チャネルとして、漁業者や買受人、関係機関と協議し、5 年目（平成 30 年度）をめどに輸出先をタイ等から拡大させるべく、輸出先の開拓について検討を行う。 ②　販売活動の推進 漁業者及び漁協は、気仙沼海の市や漁協直営の販売所（タブの木）などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるＰＲ及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を積極的ＰＲする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。 消費地に対しても、関係機関と連携して同様の取り組みを行い、とりわけ風評被害の影響の残る西日本地区に対して積極的に展開を行う。 これらの取組により、基準年より１．８％の漁業収入向上が見込まれる。
漁業コスト	１．燃油コスト削減の取組

削減のための取組	（１）漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。 （２）漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。 （３）漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。 ２．飼料経費削減 （１）寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 （２）低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 （３）対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 これらの取組により、基準年より１．７％以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業、がんばる養殖復興支援事業

４年目（平成２９年度）

漁業収入向上のための取組	１．復興の推進 「宮城県震災復興計画」においては平成 26 年度～29 年度が「再生期」にあたり、本計画の下で策定された同期間にかかる宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市･町は以下の取り組みを行うことで、持続的なギンザケ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。 （１）強い経営体の育成 全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業の振興を図る。 ①　持続可能な経営体の構築 ・種卵、種苗の安定的確保 漁業者及び漁協は、前年度に引き続き、種卵生産者から購入する種卵の成魚となる過程での生残率を高めるべく、以下の取組みを行う。 a）漁協は、近親交配を無くし奇形魚の減少に寄与するために、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 ・高成長系の種苗の導入 市場ニーズの高い３月からの出荷が可能となるよう、前年度に引き続き研究機関の協力を得て、高成長系の種苗（成長が期待できる７℃以上の水温が確保できる期間として種苗投入する 11 月～1 月頃までに成魚化させることで、７℃以下である３月でも出荷が可能となる）を段階的に

導入する。
　また、３月からの出荷が可能となることで、出荷可能期間が延びることから、これまで冷凍加工魚に回していたものを鮮魚出荷することで魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。

②　未侵入疾病及び魚病被害への対応
　前年度に引き続き、漁協は、漁業者を対象に疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に努めることで、種苗等の死滅割合（現行 7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。

③　輸入鮭鱒の価格に左右されないための差別化
　漁業者は、輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、前年度に引き続き生食用刺身商材、とりわけ酸化防止により鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させるとともに、その品質向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、使用方法にかかるルールに基づき、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化の防止を徹底する。
　漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、高品質のものを安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対しては活け締め技術講習会を、また商社などの関係者に対しては品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。

④　担い手の確保など
・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。

・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。

⑤　収入の安定化
・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。

・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。

（２）養殖生産物の安全確保
　全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を継続して確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。また、生産者自らが養殖生産物の食品としての安全意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる

	実地研修を実施する。 （３）販路回復・拡大 　全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR 活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。 ①　認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なＰＲや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。 ・新たな流通チャネルとして、翌年度（平成 30 年度）からの輸出拡大に向け、輸出先に対して商品や数量の選定・特定や輸送方法等についての調整・準備を行う。 ②　販売活動の推進 　漁業者及び漁協は、気仙沼海の市や漁協直営の販売所（タブの木）などの地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるＰＲ及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を積極的ＰＲする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。 　消費地に対しても、関係機関と連携して同様の取り組みを行い、とりわけ風評被害の影響の残る西日本地区に対して積極的に展開を行う。 これらの取組により、基準年より１．８％の漁業収入向上が見込まれる。
漁業コスト削減のための取組	１．燃油コスト削減の取組 （１）漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。 （２）漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。 （３）漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。 ２．飼料経費削減 （１）寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 （２）低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 （３）対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。

	これらの取組により、基準年より１．７％以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する 支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業

５年目（平成３０年度）

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

漁業収入向上のための取組	１．復興の推進 「宮城県震災復興計画」や宮城県の「水産業の振興に関する基本的な計画」（平成 26 年度～32 年度）及び「新宮城県養殖振興プラン」（平成 26 年度～32 年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市･町は以下の取り組みを行うことで、持続的なギンザケ養殖業の復興、さらなる発展を目指す。 （１）強い経営体の育成 全漁業者及び漁協や関係機関は、以下の取り組みを通じて、持続的なギンザケ養殖業の振興を図る。 ①　持続可能な経営体の構築 ・種卵、種苗の安定的確保 漁業者及び漁協は、前年度に引き続き、種卵生産者から購入する種卵の成魚となる過程での生残率を高めるべく、以下の取組みを行う。 a）漁協は、近親交配を無くし奇形魚の減少に寄与するために、宮城県内水面試験場から定期的に雄親を調達し、種卵供給業者に提供する。 ・高成長系の種苗の導入 市場ニーズの高い３月からの出荷が可能となるよう、前年度に引き続き研究機関の協力を得て、高成長系の種苗（成長が期待できる７℃以上の水温が確保できる期間として種苗投入する 11 月～1 月頃までに成魚化させることで、７℃以下である３月でも出荷が可能となる）を段階的に導入する。 また、３月からの出荷が可能となることで、出荷可能期間が延びることから、これまで冷凍加工魚に回していたものを鮮魚出荷することで魚価向上が期待できると考えており、漁業者及び漁協は、市場ニーズの把握等を行いつつ、出荷時期の調整を図る。 ②　未侵入疾病及び魚病被害への対応 前年度に引き続き、漁協は、漁業者を対象に疾病が発生した場合や予防する場合のワクチン処理方法について、適切な疾病対策が講じられるよう、研究機関の協力のもと、定期的にワクチン処理方法にかかる講習会を開催するとともに、新規ワクチン等の開発に協力するよう努めることで、種苗等の死滅割合（現行 7～15%）の改善に努め、収入の向上を図る。 ③　輸入鮭鱒の価格に左右されないための差別化 漁業者は、輸入鮭鱒との明確な区別化を図るために、前年度に引き続き生食用刺身商材、とりわけ酸化防止により鮮度維持が図られる活け締め魚の生産量を段階的に増大させるとともに、その品質向上を図るためにスラリーアイス等を活用する。その際に、使用方法にかかるルールに基づき、氷締めや適正な氷の使用により身割れ等の品質劣化の防止を徹底する。

	漁協及び「みやぎ銀ざけ振興協議会」は、高品質のものを安定的・継続的に供給できるよう、漁業者に対しては活け締め技術講習会を、また商社などの関係者に対しては品質の維持・向上等の効果を知ってもらうための試食会等を実施する。 ④　担い手の確保など ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ・地元漁業や就業機会についての情報提供の場が限られていることが新規就業者の確保の妨げになっていることから、漁協は、各種就職相談会などを活用し、希望者を対象に地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、関係市町や観光業界等と連携し体験漁業等を実施することにより、新規就業者の確保に努める。 ⑤　収入の安定化 ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を図ることにより、災害時等における収入の安定化を図る。 ・個人での事業継続は多額の資金を必要となることを踏まえ、漁業者は協業化や生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。 （２）養殖生産物の安全確保 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を継続して確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。また、生産者自らが養殖生産物の食品としての安全意識の向上が図られるよう、衛生管理等にかかる実地研修を実施する。 （３）販路回復・拡大 全漁業者及び漁協は、県、市、町などの行政機関と協力を図りながら、漁業者、飼料会社、市場、流通関係等の業界と一丸となって以下の取り組みを行い、ギンザケの認知度を向上させ、PR 活動やイベント等を実施し地産地消を拡大するとともに、ギンザケを魅力ある商材として情報発信することで、消費及び販路の拡大を図る。 ①　認知度向上、販売チャンネル開拓の取り組み ・「みやぎ銀ざけ振興協議会」との連携により効果的なＰＲや販促などのイベントを実施し、生食用刺身商材の市場拡大に取り組むことで国産ギンザケの認知度及び消費者の購買意欲の向上を図る。 ・漁業者や買受人、関係機関と連携し輸出を開始するとともに、消費動向を把握しつつ、新たな商品の拡大や輸出先の開拓に努める。 ②　販売活動の推進 漁業者及び漁協は、気仙沼海の市や漁協直営の販売所（タブの木）などの

	地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるＰＲ及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。具体的には、「みやぎ水産の日」に合わせたイベントや「みやぎ銀ざけ振興協議会」と連携したみやぎ銀ざけまつりを開催し、ギンザケの魅力を積極的ＰＲする（とりわけ、活け締めによる生食用刺身食材を重点的に行う）ことで、知名度向上と消費拡大を図る。 　消費地に対しても、関係機関と連携して同様の取り組みを行い、とりわけ風評被害の影響の残る西日本地区に対して積極的に展開を行う。 これらの取組により、基準年より２．８％の漁業収入向上が見込まれる。
漁業コスト削減のための取組	１．燃油コスト削減の取組 （１）漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、及び、入出港時に減速走行に取り組むことで燃料経費の削減を図る。 （２）漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入行うことで燃料経費の削減を図る。 （３）漁業者は自動給餌の導入により給餌の時間を短縮することで、燃料経費の削減を図る。 ２．飼料経費削減 （１）寒冷期における隔日給餌を実施することで、飽食状態から消化が遅い時期の飼料費の削減を図る。 （２）低魚粉配合の飼料を開発し、魚粉高騰のなかで飼料価格を抑えた飼料を購入することで、飼料費の削減を図る。 （３）対低動物タンパク耐性の種苗を確保し魚粉使用量を抑えた飼料を開発することで、飼料費の削減を図る。 これらの取組により、基準年より１．７％以上の漁業コスト削減が見込まれる。
活用する支援措置等	新規漁業就業者総合支援事業、もうかる漁業創設支援事業、もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）、漁業経営セーフティーネット構築事業

（４）関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

４　目標

（１）数値目標

漁業所得の向上　　％以上	基準年	平成　　年度：漁業所得	千円
	目標年	平成　　年度：漁業所得	千円

（２）上記の算出方法及びその妥当性

５　関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
共同利用漁船等復旧支援対策事業、 共同利用小型漁船建造事業	東日本大震災により被災した漁船・漁具の早期復旧
水産業共同利用施設復旧整備事業	東日本大震災により被災した衛生管理型荷捌き施設、流通・加工施設等の整備等
漁業復興担い手確保支援事業、 新規漁業就業者総合支援事業	漁家後継者候補の育成、新規漁業就業者確保
もうかる漁業創設支援事業、 もうかる漁業創設支援事業（沿岸版）	新たな漁業経営改善に向けた取組の実証
省燃油活動推進事業	燃油コストの削減
省エネ機器等導入推進事業	省エネ機器導入による燃油コストの削減
漁業経営セーフティーネット構築事業	燃油価格高騰時における燃油・配合飼料コスト削減の一助としての底支え
がんばる養殖復興支援事業	被災した漁業者の協業化による漁業再開・継続